

10 不可抗力による損害の取扱い（工事中災害について）

（1）工事中に受けた損害の負担

土木工事は、一般に屋外で行われ、また工期も長いため、工事の途中で契約した時には予測できなかったような事象がおこり、予定外の出費を生じることがある。

工事中における災害もその一つで、降雨等により出来上がった法面や盛土が崩壊する、洪水等によって仮締切が流出する、あるいは現場に置いてあった材料や潜水ポンプなどの機械が破損するというような損害を受けることがあり、さらにこれらの損害の取片づけに費用が必要となる場合がある。

受注者は契約した工期及び請負代金をもって、設計図書に従った工事をする義務を負っているため、出来形が破損を受けたとしても、それは受注者の負担で復旧するのが本来である。

しかし、あまりにも多額な損害や、受注者の責任によらない原因で生じた損害までも受注者の負担とさせることは決して合理的なこととはいえない。

なぜならば、発注者に見れば、損害を一切負担しないことは一見有利と思われるが、もしそうならば受注者は対抗上、入札金額に危険負担分を算入することとなり、請負代金は全体的に高い水準になることが想定される。

また、受注者としても全ての危険を予測できるわけではなく、その規模も確定できないことから、予想した以上の損害は自己の負担となってしまう。

このようになった場合、請負工事そのものが非常に投機性の高いものとなり、建設業界の健全な発展のうえからも有益なものとはいえない。

この観点から建設業法（昭和24年法律第100号。以下、「法」という。）においても、工事の請負契約には、天災その他の不可抗力による損害の負担方法を定めなければならない（法第19条）としており、道においても北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の別記（第10条関係）建設工事請負標準契約書式契約書（以下、「契約書」という。）第28条にこれに関する規定を設けている。

詳細については、「道営農業農村整備事業における工事中災害について」（平成13年1月16日付設計第1535号）を参照のこと。

（2）工事中災害であるための前提

- 1 原因が天災その他の不可抗力であること。
- 2 損害を回避するための措置をとっていたこと。
- 3 現場を善良な管理者の注意義務で管理していたこと。
- 4 受注者が損害状況を工事監督員に直ちに通知していたこと。
- 5 工事の期間中に被災したものであること。

（3）損害の負担範囲

損害額については発注者と受注者がそれぞれ次のとおり負担する。

1 受注者の負担範囲

損害額及び損害の取片付けに要する額（以下、「損害合計額」という。）のうち請負代金額の1/100までの額

請負代金額は損害を負担する時点における請負代金額とし、損害を負担する時点までに、軽微な設計変更を行っている場合は、その金額を含めた請負代金額とする。（以下、請負代金額について同様とする。）

※軽微総括と工事中災害に係る設計変更を同時に行ってもよい。

例) 損害を負担する時点までに 2 回軽微な設計変更をしている場合

①: 既契約額

②: 第 1 回 軽微な設計変更

③: 第 2 回 軽微な設計変更

※②、③は増減見込額を通知済み

④: 軽微総括 (= ② + ③)

請負代金額 = ① + ④

2 発注者の負担範囲

1) 負担額

損害合計額のうち請負代金額の 1 / 100 を越える額 (受注者がこの工事を遂行する場合に限る)

2) 発注者の負担方法 (契約書第 28 条第 4 項及び第 5 項)

発注者は、損害合計額の負担を原則とするものとするが、被災によって生じた設計変更に含めることができる場合は、請負代金額の増として処理することもできる。

3) 負担範囲

発注者が負担するためには、次のような要件が満たされていることが必要である。

① 確認可能性 (契約書第 28 条第 5 項)

工事目的物、工事材料、仮設物又は建設機械器具については、発注者と受注者の間で確認することができるものでなければならない。すなわち、工事材料の検査等 (契約書第 12 条第 2 項)、工事監督員の立会い (契約書第 13 条第 1 項及び第 2 項)、部分払のための確認 (契約書第 36 条第 2 項)、その他受注者の工事に関する記録等により確認しうるものに係る額に限られる。このうち受注者の工事に関する記録としては、契約書第 10 条の規定に基づく履行報告書類、契約書第 13 条第 3 項及び第 5 項の規定に基づく工事写真等の記録、受注者の資材購入伝票、建設機械器具の借用書等があげられる。

② 通常妥当性 (契約書第 28 条第 6 項第 2 号及び第 3 号)

契約書第 1 条第 3 項により設計図書に指定のない限り、工事材料、仮設物、建設機械器具については自主施工の原則により受注者の裁量に委ねられているので、発注者が通常妥当と認められる範囲をこえる特殊、不必要、上等なこれらの損害を負担する必要はなく、通常妥当と認められるものであれば生じたであろう損害のみを負担すれば十分である。また、通常妥当と認められない仮設物等を用いたために損害が生じた場合は、発注者はその損害を負担する必要はない。なお、設計図書に工事材料、仮設物、建設機械器具の指定がある場合には、その指定に従っているものは通常妥当と認めるものとする。

③ 現場搬入性 (契約書第 28 条第 5 項)

工事材料、建設機械器具については、工事現場に搬入されているものでなければならない。工事現場以外の工場、倉庫等にある工事材料 (工場製品を含む) あるいは輸送途中における工事材料については、部分払のための確認を受けたものであっても、発注者の負担対象とはならない。仮設物については、工事現場に搬入される前の仮設準備品は対象とならない。